

練馬区契約における暴力団等排除措置要綱

平成22年8月2日
22練総経第335号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払いおよび貸付け等の契約をいう。
- (2) 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5および第167条の11の規定に基づき、区長が別に定めた競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員等およびこれらに限らず区が発注する工事等の契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入または下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を行う団体および個人をいう。

(暴力団等排除対策委員会の設置)

第3条 暴力団等の排除に関する情報を適正に処理するため、練馬区契約における暴力団等排除対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長および委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長および経理用地課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員長は、特に必要があると認めるときは、第4項に定める者のほか、臨時に委員を置くことができる。
- 8 委員会の庶務は、総務部経理用地課において処理する。

(入札参加除外措置)

第4条 区長は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）である個人または法人の役員もしくは使用人が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の審議を経て、同表に定める期間において、当該有資格者を区が発注する工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき入札参加除外措置を行ったときは、練馬区入札参加除外措置決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定に基づき入札参加除外措置を行った日から定めた期間が経過し、かつ、入札参加除外者（入札参加除外措置を現に受けている有資格者をいう。以下同じ。）から入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表に掲げる措置要件

のいずれにも該当しないと認められるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において区長は、措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

4 前項の規定に基づく入札参加除外措置の解除の申請は、練馬区入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）により行うものとする。

5 第3項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を行ったときは、練馬区入札参加除外措置解除決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（勧告措置）

第5条 区長は、前条の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、有資格者に対し、勧告を行うことができる。ただし、区長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して勧告を行うことができる。

2 前項の規定に基づく勧告は、練馬区暴力団等排除措置に関する勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（入札参加除外措置等の公表）

第6条 区長は、第4条の規定に基づく入札参加除外措置または前条の規定に基づく勧告を行ったときは、入札参加除外者の商号または名称、入札参加除外事由または勧告事由等を公表するものとする。ただし、練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号）の目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 契約担当者（練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）第2条第2号に定めるものをいう。以下同じ。）は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めてはならない。

2 契約担当者は、当該入札に関する入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、または契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第8条 契約担当者は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、または契約の締結を行わないものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 契約担当者は、入札参加除外者および入札参加資格の有無にかかわらず別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。

（下請負等の禁止等）

第10条 入札参加除外者および入札参加資格の有無にかかわらず別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者は、区と第三者が締結する契約の下請または受託をすることはできない。

(準用)

第11条 第4条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同体について準用する。

(契約の解除)

第12条 区長は、区が発注する工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員等からに限らず不当介入を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

2 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接または間接に指揮または監督等を行うべき下請負人または受託者（以下「請負人等」という。）が暴力団または暴力団員等からに限らず不当介入を受けたときは、当該契約の相手方が当該請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。

3 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方または下請人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出または指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 区長は、警察等関係機関との密接な連携のもとに、この要綱の規定に基づく事務を行うものとする。

(報告義務)

第15条 この要綱により入札参加除外措置を行ったときは、入札参加除外措置後の直近の練馬区入札監視委員会に報告するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
1 暴力団員等であるときまたは暴力団員等有資格者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から24か月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）
2 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、または第三者に損害を加えるために暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から24か月
3 暴力団または暴力団員等に対して、直接もしくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持もしくは運営に協力したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月
4 暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12か月
5 下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月
6 有資格者が、第5条の規定による勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	当該認定をした日から12か月

殿

練馬区長

練馬区入札参加除外措置決定通知書

練馬区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置決定日
年 月 日

2 入札参加除外期間

本決定から 月経過し、かつ、練馬区契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと区長が認め、同要綱第4条第3項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで。

3 入札参加除外措置を行う理由

練馬区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため。

4 入札参加除外措置の内容

- (1) 本区で実施する競争入札に参加することはできません。
- (2) 本区と契約を締結することはできません。
- (3) 本区が発注する契約の下請負先および再委託先となることはできません。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

練馬区長 殿

所 在 地
商号または名称
代表者（代理人）氏名

印

練馬区入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、
現在、暴力団等との関係を有しておらず、練馬区契約における暴力団等排除措置要綱別表
に掲げる措置要件のいずれにも該当していません。

よって、練馬区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第4項の規定により、下記の
とおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

1 解除を申請する理由とその根拠

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

練馬区長

練馬区入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、練馬区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第5項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を解除する日
年 月 日

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号

殿

練馬区長

練馬区暴力団等排除措置に関する勧告書

練馬区契約における暴力団等排除措置要綱第5条第2項の規定により下記のとおり勧告
します。

記

1 勧告内容および理由